



Title	債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	楊, 瑞賀
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第14181号
Issue Date	2020-09-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/79463">http://hdl.handle.net/2115/79463</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yang_Ruihe_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

## 学位論文題目

### 債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究

#### 学位論文内容の要旨

本論文は、今般の民法改正により抜本的な改正がされた債権譲渡制限特約の効力について、関連する諸制度にも留意しつつ、検討を加えるものである。

まず、債権が譲渡された場合に、債務者は対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できるかという問題について、従来の学説・判例では、相殺の抗弁は認められないとされるのが一般的であった。しかし、請負契約等においては、代金債権が譲渡された後、債務者が譲渡人に対して反対債権を取得することも考えられる。そのため、以前から債務者が特約により相殺の利益を確保するという実務が定着していた。

このような状況のもと、改正法は無制限説を明文化した上、次の2つの方向から相殺の範囲を拡張した。①469条2項1号の「対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権」、②同項2号の「譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権」については、譲渡後に生じたものであっても反対債権として相殺することを認めたのである。すると、改正法のもとで、特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、469条2項によってもカバーされない場面であることになるが、日本ではかかる視点からの検討は未だ不十分であるように思われる。そこで、本稿では、特約の効力に関して相殺に代表される若干の関連制度を視野に収めつつ、特約の機能と合理性、そして、その機能に相応しい効力論を探ることを目的とする（序章）。

第1章では、日本法における特約に関する議論の経緯と状況を分析する作業を行う。米倉明、池田真朗、石田剛等の各論文が検討対象となる。そして、ここでは、①従来の学説が特約の効力を検討する際にその典型例として想定されていたのは預貯金債権であり、請負代金債権、売買代金債権等はほとんど想定されなかったこと、②そのため、特約に密接な関係を有する関連制度について十分な検討が行われなかったことを指摘する。加えて、③改正法では預貯金債権を別扱いにしており、この限りではあたかも改正前法を踏襲するかのようであるが、改正法のもとでは相対的無効説を採りうる余地があることも合わせて指摘する。

第2章では、日本における民法改正の経緯と議論を詳細に確認し検討を加える。なぜなら、改正法においては、比較法的な動向を踏まえつつ、特約の効力につき根本的な見直しがされているからである。特約違反の譲渡を有効としつつも、債務者は悪意・重過失の譲受人との関係では譲

渡人に弁済又は相殺できる（466条2-3項）との改正法の基本的態度は少なくとも表面的に改正前法を一新するものといえる。そこで、本章の第1の目的は当該規律ほどの議論を経て改正法に至ったかを確認することであるが、債務者保護の要否という観点からは、466条4項、466条の3、466条の2、469条、466条の6第3項も466条2-3項と密接に関連しているため、これらの規定をも視野に収めたトータルな分析検討を行う。

第3章では、466条の5の検討を行う。なぜなら、同条は預貯金債権につき改正前法と同様に譲渡の効力を認めていないが、債務者の相殺利益は466条2-3項で保護されているから、466条の5によって初めて保護される債務者の利益は具体的に何であるかを確定する必要があるからである。このような問題意識から、466条の5の存在意義を検討した結果、その意義は466条4項、466条の2、466条の3を預貯金債権に適用しないことに求められた。例えば、466条の3が預貯金債権に適用されるとすると、466条の3が466条の2第2項を準用している関係上、銀行が適式な供託通知をするため、やはり譲渡の有無や譲渡の過程を記録しておく必要があるため、結局、事務手続が煩雑になる。このように「相殺の利益」以外の利益を改正法の全体構造からあぶり出した後、どのような条件のもとであるならそのような利益を保護してよいのかという問題の検討にまで歩みを進めたい。

第4章では、これまでの検討を踏まえた上で改正法における特約の全体像をまとめる。すなわち、改正前法では、特約の機能として、①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止、③事務手続煩雑化の回避が挙げられていたが、本稿の検討からは、①②③に加え、④紛争に巻き込まれるリスクを回避する機能も加えられたことを明らかにする。①②③については、466条2-3項が弁済先を譲渡人に固定する限度で特約の効力を認めているので、改正法のもとでも、それらの機能が維持されているとともに、466条の2において供託の原因は拡張されており、紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護している（④）といえるのである。

第5章では、債務者の利益保護がそれぞれの国においてどの形で論じられているかとの問題意識から、アメリカ統一商事法典、共通参照枠草案等を考察する。その結果、第1に、アメリカ統一商事法典をはじめ多くの立法例では、一定の類型の債権につき特約の第三者効を否定する代償として「牽連性を有する債務間の相殺」又は「原因契約の変更」に関する規定を設けて債務者の利益を保護していること、第2に、特約に第三者効を認める立法例において、特約の主張権者を債務者に限定して債務者保護に必要な範囲内で特約の効力を認めるという考え方が国際的な趨勢であることが明らかとなる。前者は特約と改正法469条2項との適用範囲に、後者は改正法466条の5の解釈論に、それぞれ深い示唆を与えるものといえる。

第6章では、特約がどの場面に如何なる理由から利用されてきたかという視点から裁判例を網羅的に検討する。その結果、次のことが明らかになる。第1に、日本では時代的な変遷もあるが、請負代金債権、売買代金債権、保証金返還請求権、預貯金債権に特約が付されることが典型であ

る。第2に、特約により追求する債務者の利益は、①「弁済先を譲渡人に固定すること」と、②「建設工事を最後まで適正に完成させること」と大別される。第3に、①としてa相殺利益の確保、b過誤弁済危険の防止、c事務手続煩雑化の回避、d紛争に巻き込まれるリスクの回避、e契約変更機会の確保が挙げられる。

終章では、本稿の結論を要約するとともに、残された課題を列挙する。本稿は、特約につき沿革的考察、比較法的考察、機能的分析を行ってきたが、次のことが明らかになった。第1に、これまで特約により確保されてきた債務者の相殺利益の一部は、改正法では469条により保護されるが、債務者の反対債権が同条に規定される債権に該当しないときは、債務者は特約により相殺の利益を確保することとなり、そのため、特約がどの程度の役割を發揮するかは、469条の適用範囲の広狭に依存することになる。第2に、改正法では「原因契約の変更」に関する規定が存在せず、そのため、特約は当該規定の欠如をカバーする機能を果たしている。第3に、改正法466条の5の趣旨は債務者たる銀行を保護することであり、そうであるなら、特約違反の譲渡の無効を主張できるのは銀行に限定されるべきである。第4に、比較法的動向を含め、債権の種類によって特約に込められる意味が異なっており、特約の効力を語る際にその債権の発生原因との相関関係を考慮に入れて立論するのが適切である。もっとも、その詳細は、今後の課題としたい。